知財教育分科会セッション

◆「知的財産推進計画 2026」における知財創造教育 ◆

知的財産基本法の第 21 条では「知的財産に関する教育及び学習」が明記され、「知的財産推進計画２０１６」においては「知財創造教育推進コンソーシアム」が設置された。ここで「知財創造教育」とは「発達段階に応じて、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図り、もって知的財産の創造に始まり、保護・活用に至る知的創造サイクルの好循環を生み出すための人材を育む教育」と定義される。

10 年を経て、**「知的財産推進計画２０２６」**では**＜知財創造教育の推進＞**が示された。これを受けて本セッションでは、内閣府知的財産推進事務局から参事官を招聘し、知財創造教育を一層の普及進展を目指すものである。折しも、2007 年 2 月にキックオフした本分科会は、まもなく満 20 年を迎えるタイミングであり、今後の展望を図るグッドタイミングである。知財教育の研究者・実践者の参集を願いたい。

【登壇者】　清水 祐樹 氏（内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官）
木村 友久 氏（帝京大学、本学会理事 2026 年まで）
糸乗 前 氏（滋賀大学、本学会理事 2026 年から）
（司会）世良 清（名古屋文理大学、本分科会代表幹事）

「知的財産推進計画２０２６」（一部引用）

Ⅲ. 知財戦略の重点施策

1. 知的財産の「創造」

(3)創造人材の強化・ダイバーシティの実現

＜知財創造教育の推進＞

知財創造教育の理念は、学習指導要領において育成を目指す資質・能力の三つの柱に対応したものであり、これまで高等教育、初等中等教育現場において知財創造教育の浸透を図ってきた※。

その中で、中国地域では、教育機関、企業、県等において小中高向けの出前授業、ワークショップ開催及び支援活動など、活発な取組がなされている。大学においては、文部科学省が知財教育に関連する「教育関係共同利用拠点」として認定した山口大学から他大学への知財教育のカリキュラムや教職員の知財研修プログラムの展開が進められ、研修プログラムは 2024 年度までの累計でのべ 13 万人以上に提供されている。

また、特許庁及び工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）は、未来の産業人材である高校及び高等専門学校の学生等を対象に、知財の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援する「知財力開発校支援事業」を実施しており、2025 年度は 65 校を支援校として採択した。さらに、大学及び大学院の学生に対しては、2024 年度に、知財教育をアントレプレナーシップ教育の一環として行う手法について検討し、必要と考えられる知財教育の内容について類型化、教材の作成も実施した。

知財教育分科会セッション

◆「知的財産推進計画 2026」における知財創造教育 ◆

を行なうとともに、教材の作成も実施した。

今後、こうした知財教育の取組に加え、知財創造教育をさらに発展させるに当たっては、知財戦略と国際標準化戦略を一体的に捉える視点の重要性が高まっていることを踏まえ、国際標準化に関する基礎的な知識や戦略的思考についても教育の中に組み込む手段を検討し、その浸透を図ることが必要である。技術や知財の価値評価、事業化、国際展開等を見据えた産業人材の育成に向けて、知財と国際標準化を一体的に学ぶ機会を提供することで、両者を組み合わせた戦略的な思考を持つ人材の輩出につなげることが求められる。

※ 具体的には、「知財創造教育」の普及を目的とした「知財創造教育推進コンソーシアム」を開催し、2021 年３月に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクション・プランを取りまとめた。それにより、現在、地域主導型の地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践を進めている。

（施策の方向性）

・知財教育に関する「教育関係共同利用拠点」として認定された大学の知財教育のカリキュラムや導入プロセスを、知財教育の導入を検討している大学に対して共有することで、当該大学における知財教育の教育課程への円滑な導入を推進する。
（短期・中期）（内閣府（知財）、文部科学省）

・教育現場と地域社会とをつなぐ地域連携拠点となる地域コンソーシアムにおいて知財創造教育を普及・推進できるよう、支援を行う。（短期・中期）内閣府（知財））

・企業や学校等において知財に関する意識向上を図るため、知的財産管理技能検定等の知財関連資格の取得を推奨する。（短期・中期）（内閣府（知財）、特許庁）

・次世代科学技術チャレンジプログラム等の仕組みを活用し、独創的な発想力を持つ人材の発掘・育成に取り組むとともに、高度で実践的な講義や研究を実施する大学を支援する。
（短期・中期）（文部科学省）

・新たなデジタル技術の急速な発展等を踏まえ、著作権制度に関する一般的な知識のみならず、著作権を巡る社会の動きや Web3.0 関連技術等のデジタル技術と著作権との関係等の視点を取り入れつつ、広く国民に向けた講習会や SNS 等を通じた著作権に関する普及・啓発を行う。また、クリエイターを含む全ての国民が日常的に著作権を意識できるよう、関係団体等と連携した効果的な普及啓発活動について検討する。（短期・中期）（文化庁）

・将来を担う世代である小中高生に対して、知的財産への理解やイノベーションへの興味・関心を高めるプログラムを、地域企業等の協力を得ながら実施する。また、「知財力開発校支援事業」を通じて、高校及び高等専門学校の生徒・学生の知財の創造・保護・活用全般にわたる知財マインドの育成を広く支援する。さらに、大学生等へのアントレプレナーシップ教育の一環として知財に関する教育を行うことによって、知財の保護・活用を含めて課題解決に必要な知識に加え実践的知識・スキルの向上を図る。（短期・中期）（特許庁）